

四半期報告書

(第13期第1四半期)

株式会社ダヴィンチ・ホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月14日

【四半期会計期間】 第13期第1四半期(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社ダヴィンチ・ホールディングス

【英訳名】 K.K. daVinci Holdings

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金子 修

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目2番1号

【電話番号】 (03) 6215-8100

【事務連絡者氏名】 取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー 樋笠 裕介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座六丁目2番1号

【電話番号】 (03) 6215-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー 樋笠 裕介

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 12月31日
売上高 (百万円)	24,080	16,277	49,792
経常損失(△) (百万円)	△5,512	△5,369	△139,034
四半期(当期)純損失 (△) (百万円)	△1,310	△956	△26,391
純資産額 (百万円)	236,685	53,467	62,978
総資産額 (百万円)	1,089,341	621,033	658,754
1株当たり純資産額 (円)	9,155.34	△8,188.00	△7,129.00
1株当たり四半期(当 期)純損失(△) (円)	△847.64	△619.07	△17,073.73
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	1.29	△2.04	△1.67
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	23,995	8,062	29,375
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△687	77	2,356
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△31,099	△10,083	△41,369
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	24,652	18,675	20,677
従業員数 (名)	142	51	63

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、
四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりです。

3 【関係会社の状況】

特定社債の期限の利益を喪失した重要な連結子会社であるコナ特定目的会社につき、その重要な意思決定が当該子会社から特定社債権者に実質的に移転し、当社グループの支配力が及ばないこととなりましたので、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	51
---------	----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 使用人兼務取締役を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	19
---------	----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 使用人兼務取締役を含んでおります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは不動産投資顧問事業、不動産投資事業及び有価証券投資事業を主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

前項の理由により、当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期(%)
不動産投資顧問事業	47	△89.3
不動産投資事業	15,279	△32.7
有価証券投資事業	951	+35.1
その他の事業	—	△100.0
合計	16,277	△32.4

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高 (百万円)	割合(%)	販売高 (百万円)	割合(%)
St. Martins Arx Tower 特定目的会社	13,004	54.0	—	—
富国生命保険相互会社	—	—	8,540	52.5

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前連結会計年度からの変更はありませんが、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が前連結会計年度より存在しています。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社グループは、2期連続して当期純損失を計上し、前連結会計年度末に株主資本がマイナスの状況となり、当第1四半期連結会計期間末においても当該状況が継続しております。また、当社が平成22年2月18日に締結したBNPパリバプリンシパルインベストメントジャパン株式会社との新株予約権付コミットメントライン契約の変更契約（当第1四半期連結会計期間末の1年内返済予定の長期借入金のうち

20,522百万円)及び連結子会社1社が平成22年3月30日に締結し、かつ当社が重畳的債務引受している株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとしたタームアウト型リボルビング・ファシリティ契約の変更契約(当第1四半期連結会計期間末の1年内返済予定の長期借入金のうち1,091百万円)の返済期限がいずれも平成22年9月14日までに留まることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しています。

当社グループを取り巻く事業環境は依然として厳しく、不動産市場全体の流動性は依然として著しく低下しており、主に販売用不動産等の低価法適用によるたな卸資産評価損を5,073百万円計上したことにより、当第1四半期連結会計期間における営業損失は751百万円、経常損失は5,369百万円、当四半期純損失はファンドの投資家に帰属する損益が少数株主損益で調整されるため956百万円となりました。

このような状況下、当社グループは、収益面では、得意分野である不動産私募ファンドの運用に経営資源を集中し事業規模に見合った組織及び人員体制の構築を行なうとともに、新たなスポンサーの獲得及びその後の新規ファンドへの投資活動による抜本的な事業スキームを再構築することで、債務超過の解消や財務体質の改善を図って行きたいと考えており、まずはフィナンシャル・アドバイザーを選任しスポンサー獲得の活動を進めております。

しかし、これらの対応策については、関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

平成18年12月期より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)を適用し、当社グループが組成・運用するファンドを連結子会社としております。これにより連結売上高は主にファンドの不動産売却収入と家賃収入で構成されることとなり、これらファンドに持分法を適用した場合の連結財務諸表と比較して、売上高や経常利益等の各段階の連結損益計算書の損益は大幅に増加しております。

しかし最終的には、当社グループに帰属するのはファンドの損益のうち当社グループの出資割合部分と手数料収入であるため、その影響は連結損益計算書の少数株主損益により調整されますので、連結法と持分法のいずれの方法を採用しても当期純損益に与える影響はありません。

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出の拡大や政府の景気対策等により景況感に持ち直しの兆しは見受けられるものの、雇用環境や個人消費は引き続き厳しい状況となりました。

当社グループが属する不動産投資業界におきましては、比較的小規模の不動産については動きが見られるものの、総じて金融機関の新規の不動産投融资への姿勢は引続き慎重であることなどから、不動産市場全体の流動性は依然として著しく低下しており、事業環境は停滞した状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループの当第1四半期連結会計期間の連結売上高は16,277百万円、営業損失は751百万円、経常損失は5,369百万円、四半期純損失は956百万円となりました。

連結売上高は、前年同期に対し7,803百万円の減収となりましたが、これは主に前連結会計年度に当社グループの支配力が実質的に及ばなくなったファンドを連結範囲の対象から除外したことにより信託

販売用不動産の家賃収入が減少したことと信託販売用不動産の売却収入が減少したことによるものです。

営業費用は前年同期に対し5,377百万円の減少となり、17,028百万円となりました。この減少の主な要因は、信託販売用不動産の売却に伴う売上原価の減少と開発案件に関連した契約失効費用の減少によるものです。前年同期は契約失効費用を3,426百万円計上しましたが、当第1四半期連結会計期間は141百万円となっております。なお、ファンド等で保有している販売用不動産等の低価法適用によるたな卸資産評価損については、前年同期に対し4,724百万円増加し5,073百万円となっております。営業費用のうち販売費及び一般管理費については、当社グループ全体の組織の再編成や給与の削減等の効果もあり329百万円となり、前年同期に対し425百万円の減少となりました。

これらにより営業損失は751百万円となり、前年同期に対し2,426百万円の減益となりました。営業外費用は支払利息を中心に4,651百万円となり、前年同期に対し2,705百万円の減少となっておりますが、これは当社グループの支配力が実質的に及ばなくなったファンドを連結範囲の対象から除外したことによります。この結果、経常損失は5,369百万円となり、前年同期に対し143百万円の増益となりました。

特別損失にはオーストラリア・オポチュニティ・ファンドに対する投資有価証券評価損を中心に854百万円を計上しております。

法人税等及び法人税等調整額を16百万円計上し、ファンドの投資家に帰属する損失は5,282百万円となり少数株主損益で調整されるため、当第1四半期純損益は956百万円の損失となりました。

持分法による連結業績は以下になります。

当第1四半期連結会計期間の連結売上高はマネジメント・フィーを中心に466百万円となりました。営業費用は当社グループ全体の組織の再編成や給与の削減等を推進した結果、前年同期に対し839百万円減少し、431百万円となりました。

これにより営業利益は35百万円となり、利息を中心とした営業外損益を計上後、経常損失は108百万円となりました。特別損失にオーストラリア・オポチュニティ・ファンドに対する投資有価証券評価損848百万円を計上した結果、当第1四半期純損益は956百万円の損失となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

(不動産投資顧問事業)

不動産投資顧問事業につきましては、売上高1,457百万円、営業利益1,125百万円となりました。当社グループが運用するオポチュニティ・ファンド第4号である“カドベ”ファンドを中心にマネジメント・フィーが1,457百万円計上されております。

(不動産投資事業)

不動産投資事業につきましては、売上高15,279百万円、営業損失2,712百万円となりました。当社グループが運用するファンドにおける信託販売用不動産の売却により売上高は8,540百万円を計上しておりますが、主に販売用不動産等の低価法適用によるたな卸資産評価損を5,073百万円計上したことにより営業損失となりました。

(有価証券投資事業)

有価証券投資事業につきましては、売上高951百万円、営業利益923百万円となりました。DAオフィス投資法人からの受取配当金が売上として951百万円計上されております。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、営業費用が4百万円となり、営業損失4百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は621,033百万円となり、前連結会計年度末と比較して37,721百万円減少しました。減少の主な要因は、当社グループの支配力が実質的に及ばなくなったファンドを連結対象から除外したことや低価法適用に伴う評価減により、販売用不動産および信託販売用不動産が前連結会計年度末と比較して26,070百万円減少したことによります。またDAオフィス投資法人の時価評価による投資有価証券の減少やファンドで保有する投資有価証券および特定金銭信託の売却も減少要因です。

負債は567,565百万円となり前連結会計年度末と比較して28,210百万円減少しました。この減少は、有利子負債が前連結会計年度末と比較して22,152百万円の減少したことがおもな要因です。内訳としては、返済により10,033百万円減少、当社グループの支配力が実質的に及ばなくなったファンドを連結対象から除外したことにより12,119百万円減少したことによります。

純資産は53,467百万円となり前連結会計年度末と比較して9,510百万円減少しました。減少の主な要因は利益剰余金および少数株主持分が減少したことによりますが、前連結会計年度末から引き続き、株主資本合計は12,035百万円のマイナスとなりました。

(2) キャッシュフローの状況

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な変動要因は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは8,062百万円のキャッシュインフローとなりました。これは主に信託販売用不動産の減少額11,707百万円、利息の支払額3,983百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは77百万円のキャッシュインフローとなりました。これは主に敷金及び保証金の回収による収入81百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは10,083百万円のキャッシュアウトフローとなりました。これは主に長期借入金の返済による支出9,979百万円によるものであります。

(3) 継続企業の前提に関する事項についての対応策等について

当社グループは、2期連続して当期純損失を計上し、前連結会計年度末に株主資本がマイナスの状況となり、当第1四半期連結会計期間末においても当該状況が継続しております。また、当社が平成22年2月18日に締結したBNPパリバプリンシパルインベストメンツジャパン株式会社との新株予約権付コミットメントライン契約の変更契約（当第1四半期連結会計期間末の1年内返済予定の長期借入金のうち20,522百万円）及び連結子会社1社が平成22年3月30日に締結し、かつ当社が重畳的債務引受している株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとしたタームアウト型リボルビング・ファシリティ契約の変更契約（当第1四半期連結会計期間末の1年内返済予定の長期借入金のうち1,091百万円）の返済期限がいずれも平成22年9月14日までに留まることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しています。

当社グループを取り巻く事業環境は依然として厳しく、不動産市場全体の流動性は依然として著しく低下しており、主に販売用不動産等の低価法適用によるたな卸資産評価損を5,073百万円計上したことにより、当第1四半期連結会計期間における営業損失は751百万円、経常損失は5,369百万円、当四半期純損失はファンドの投資家に帰属する損益が少数株主損益で調整されるため956百万円となりました。

このような状況下、当社グループは、収益面では、得意分野である不動産私募ファンドの運用に経営資源を集中し事業規模に見合った組織及び人員体制の構築を行なうとともに、新たなスポンサーの獲得及びその後の新規ファンドへの投資活動による抜本的な事業スキームを再構築することで、債務超過の解消や財務体質の改善を図って行きたいと考えており、まずはフィナンシャル・アドバイザーを選任しスポンサー獲得の活動を進めております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

依然として継続する世界的な金融収縮により、不動産投資に対する融資環境が回復するまでには、さらなる時間が掛かるものと予想されます。このような外部環境下においても、永続的な企業経営が続けられるような財務体質の強化による債務超過の解消及び信用の向上が、当社にとっての最重要課題であると認識しております。

コーポレート・ファイナンスに関しましては返済期限が平成22年9月14日まで延長されております。中長期的にはスポンサーの獲得及び新規ファンドへの投資活動により抜本的に事業スキームを再構築することで、これらの融資の返済及び債務超過の解消を図って参りたいと考えております。

ファンド運営に関しましては、リアルエステート・オポチュニティ・ファンド4号「カドベ」において出資割合にして約8割のファンドの投資家より出資履行要請の拒絶および契約終了通知を受領しておりますが、当社の信用の向上に努めることで投資家との関係維持を図ってまいります。なお、当該ファンドについての出資確約期間は昨年未既に終了しており、今後、新規投資のための出資履行要請は予定しておりません。

その他のファンドに関しましては、引き続き、現環境下におけるファンド運営について、投資家の理解を得ながら関係維持に努めて参ります。また、各ファンドのノンリコースローンレンダーにつきましても、これまで以上に対話を深め、中長期的なサポートが得られるよう、努めて参ります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,700,000
計	4,700,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,566,174	1,566,174	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
計	1,566,174	1,566,174	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成20年2月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数	22,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」と総称する。)する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に100万円を乗じ、これを別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額で除して得られる最大整数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年9月14日から平成22年9月14日の5営業日前まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 資本組入額：本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、その残額を資本準備金の額とする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の行使の条件	(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使する本新株予約権の数を乗じた額が、本新株予約権行使時におけるコミットメントライン契約に基づく貸付残高を超えない範囲においてのみ本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権者が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を所有する会社、直接的もしくは間接的に本新株予約権者のすべての株式もしくは持分を所有する会社、又はこれらの会社が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を有する会社に譲渡する場合を除き、当社の承諾がない限り、本新株予約権は譲渡できないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2 本新株予約権の特質

- (1) 本新株予約権は、当社普通株式の売買高加重平均価格の下落により、割当株式数が増加するものです。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正の基準及び修正の頻度は以下のとおりです。
修正の基準： 行使価額修正日(以下に定義されます。)に先立つ3連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値の94%
修正の頻度： 月1回(平成20年12月15日を初回として、以降毎月第3金曜日(以下「行使価額修正日」といいます。)に修正がなされます。)
- (3) 本新株予約権の行使価額の下限、割当株式数の上限及び資金調達額の下限
本新株予約権の行使価額の下限は、4,028円とされており(但し、行使価額の調整が行われる場合には、行使価額と同時に同じ割合で調整されます)。割当株式数の上限は定められておりませんが、行使価額の下限が定められているため、本新株予約権1個あたりの割当株式数は、248.26株を上回りません。また、本新株予約権の行使に際して出資の目的とする財産は、本新株予約権1個あたり額面金額で100万円の当社に対する金銭債権であり、その修正は行われないため、資金調達額の下限は定められておりません。
- (4) 本新株予約権の発行要項には、当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする条項はありません。ただし、当社は、割当先と当社との間で締結されたコミットメントライン契約に基づく借入債務を当社の選択により期限前弁済する場合には、当該借入債務の元本金額を金100万円を除いた数の新株予約権を、1個あたり25,000円で取得するものとされており。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 金銭以外の財産を本新株予約権の行使に際しての出資の目的とする旨、その内容及び価額
 - ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、割当先と当社との間で締結されたコミットメントライン契約に基づき割当先が当社に対して実行する貸付金債権のうち、額面金額で100万円の金銭債権とし、当該金銭債権の価額は、その額面金額と同額とする。
 - ② 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)は、第1四半期会計期間末現在4,028円であり、提出日の前月末現在は4,028円である。
- (2) 行使価額の修正
 - ① 本新株予約権の発行後、行使価額は、平成20年12月15日を初回として、以降毎月第3金曜日に、各行使価額修正日に先立つ3連続取引日(行使価額修正日当日を除く。本書において「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(以下「証券取引所」という。)において、当社普通株式にかかる普通取引が行われる日をいい、当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない日を除く。)のVWAPの単純算術平均値の94%に修正される。修正後の行使価額は、当該修正日から適用される。但し、2回目以降の行使価額修正日において修正される行使価額は、4,028円を下回らないものとする。
 - ② 本項第①号の規定にかかわらず、下限価額は、次項により行使価額が調整される場合、行使価額と同時に、同じ割合で調整されるものとする。
- (3) 行使価額の調整
 - ① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (a) 本項第④号(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。))その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
- 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- (c) 本項第④号(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式もしくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))又は本項第④号(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))
- 調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定した時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- (d) 本号(a)ないし(c)の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号(a)ないし(c)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認をした日までに行使請求をした者のうち、調整後の行使価額により本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。
- $$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
- この場合に、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ (a) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
 (b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。))のない日数を除く。)の証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り上げる。
 (c) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第②号(b)の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換により行使価額の調整を必要とするとき。
 (b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 (c) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 前項又は本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用日その他必要事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

- 4 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容
- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権者が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を所有する会社、直接的もしくは間接的に新株予約権者のすべての株式もしくは持分を所有する会社、又はこれらの会社が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を有する会社（以下「グループ会社」という。）に譲渡する場合を除き、当社の承諾がない限り、本新株予約権を譲渡できないものとされています。
 - (2) 当社は、日本証券業協会の自主規制規則である「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」第9条の定めに基づき、本新株予約権者による行使を制限する措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の割当日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことが出来ない旨を割当先との間で合意しています。なお、上記割当先の行使制限にかかる義務については、本新株予約権が譲渡される場合、その譲受人にも同様の内容を約させることとされております。
- 5 当社の株券の売買に関する事項
- 当社は、本新株予約権総数買取契約において、本新株予約権者との間で、本新株予約権者が本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の空売りを目的として、当該株式の借株を行わず、またグループ会社にも同様の借株をさせてはならない旨を合意しています。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式記載上の注意（14-2）の適用がないため、記載事項はありません。なお、第1四半期会計期間に行使された本新株予約権及び第1四半期会計期間の末日までに行使された本新株予約権（累計）はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年1月1日～ 平成22年3月31日	-	1,566,174	-	2,385	-	2,009

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年12月31日現在の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,433	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,545,741	1,545,741	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,566,174	—	—
総株主の議決権	—	1,545,741	—

② 【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱ダヴィンチ・ ホールディングス	東京都中央区銀座六丁目2番1号	20,433	—	20,433	1.30
計	—	20,433	—	20,433	1.30

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	6,950	5,580	4,540
最低(円)	5,450	2,202	2,235

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、霞が関監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第12期連結会計年度 あずさ監査法人

第13期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 霞が関監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

① 退任する監査公認会計士等の名称

あずさ監査法人

② 一時会計監査人に就任する監査公認会計士等の名称

霞が関監査法人

(2) 異動の年月日

平成22年4月9日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成22年3月30日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社は、平成21年12月期決算において債務超過の状態となっており、財務体質の強化による債務超過の解消及び信用力の向上が最重要課題となっておりますところ、かかる環境下においては当社の企業規模に合致した会計監査人に変更する必要があると判断し、同監査法人に対して今期より監査契約を締結しない旨の申入れを行い、本日付で双方合意いたしました。

これに伴い、当社は、霞が関監査法人を、その内諾を得て、一時会計監査人に選任いたしました。なお、あずさ監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨、確約をいただいております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(7) 退任する監査公認会計士等が上記(6)の意見を表明しない理由及び当社が退任する監査公認会計士等

に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 18,675	※2 20,677
信託預金	※2 23,914	※2 25,806
受取手形及び売掛金	465	471
販売用不動産	※2 101,771	※2 113,860
信託販売用不動産	※2 439,974	※2 453,956
その他	5,765	4,640
貸倒引当金	△1,316	△1,239
流動資産合計	589,250	618,172
固定資産		
有形固定資産	※1 89	※1 90
無形固定資産	55	58
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 26,194	※2 32,665
その他の関係会社有価証券	2,068	2,226
金銭の信託	84	1,763
その他	3,823	4,366
貸倒引当金	△533	△588
投資その他の資産合計	31,637	40,432
固定資産合計	31,782	40,581
資産合計	621,033	658,754
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	110,841	20,469
1年内返済予定の長期借入金	358,239	340,181
その他	4,528	9,532
流動負債合計	473,608	370,183
固定負債		
特定社債	—	102,491
長期借入金	71,741	99,832
長期預り保証金	18,603	19,517
その他	3,611	3,750
固定負債合計	93,956	225,592
負債合計	567,565	595,775

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,385	2,385
資本剰余金	3,118	3,118
利益剰余金	△16,592	△15,635
自己株式	△947	△947
株主資本合計	△12,035	△11,078
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△462	334
為替換算調整勘定	△158	△275
評価・換算差額等合計	△620	59
新株予約権	97	44
少数株主持分	66,026	73,954
純資産合計	53,467	62,978
負債純資産合計	621,033	658,754

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	24,080	16,277
売上原価	21,649	※2 16,698
売上総利益又は売上総損失(△)	2,430	△421
販売費及び一般管理費	※1 755	※1 329
営業利益又は営業損失(△)	1,674	△751
営業外収益		
受取利息	22	9
投資有価証券売却益	52	—
その他	94	23
営業外収益合計	169	33
営業外費用		
支払利息	6,140	3,988
支払手数料	1,108	411
その他	107	251
営業外費用合計	7,356	4,651
経常損失(△)	△5,512	△5,369
特別損失		
減損損失	33	—
投資有価証券評価損	—	848
金銭の信託評価損	—	5
特別損失合計	33	854
税金等調整前四半期純損失(△)	△5,546	△6,223
法人税、住民税及び事業税	722	15
法人税等調整額	678	0
法人税等合計	1,400	16
少数株主損失(△)	△5,636	△5,282
四半期純損失(△)	△1,310	△956

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△5,546	△6,223
売上に表示される自己投資持分損益(△は益)	△122	73
売上に表示される受取利息及び受取配当金	△229	△995
売上原価に表示される支払利息	17	—
減価償却費	20	9
減損損失	33	—
持分法による投資損益(△は益)	8	10
投資有価証券評価損益(△は益)	—	848
金銭の信託評価損益(△は益)	—	5
受取利息及び受取配当金	△22	△9
支払利息	6,140	3,988
信託預金の増減額(△は増加)	1,642	1,803
前渡金の増減額(△は増加)	—	△12
販売用不動産の増減額(△は増加)	△184	2,404
信託販売用不動産の増減額(△は増加)	19,127	11,707
投資有価証券の増減額(△は増加)	604	2,297
その他の関係会社有価証券の増減額(△は増加)	3,962	—
金銭の信託の増減額(△は増加)	2,127	1,672
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	77
仕入債務の増減額(△は減少)	1,145	△4,635
未払又は未収消費税等の増減額	1,391	△54
長期前払費用の増減額(△は増加)	1,140	370
預り金の増減額(△は減少)	—	△144
預り敷金及び保証金の増減額(△は減少)	△289	△913
その他	△481	△235
小計	30,486	12,046
利息及び配当金の受取額	239	45
利息の支払額	△6,248	△3,983
法人税等の支払額	△481	△46
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,995	8,062
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1	△4
無形固定資産の取得による支出	△7	—
貸付けによる支出	△710	—
関係会社株式の売却による収入	20	—
敷金及び保証金の差入による支出	△0	—
敷金及び保証金の回収による収入	11	81
その他	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△687	77

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△13,454	—
長期借入れによる収入	988	—
長期借入金の返済による支出	△20,795	△9,979
匿名組合出資者からの払込による収入	5,483	105
匿名組合出資者への払戻による支出	△3,322	△208
財務活動によるキャッシュ・フロー	△31,099	△10,083
現金及び現金同等物に係る換算差額	95	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,696	△1,946
現金及び現金同等物の期首残高	32,348	20,677
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△55
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 24,652	※ 18,675

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当社グループは、2期連続して当期純損失を計上し、前連結会計年度末に株主資本がマイナスの状況となり、当第1四半期連結会計期間末においても当該状況が継続しております。また、当社が平成22年2月18日に締結したBNPパリバプリンシパルインベストメンツジャパン株式会社との新株予約権付コミットメントライン契約の変更契約(当第1四半期連結会計期間末の1年内返済予定の長期借入金のうち20,522百万円)及び連結子会社1社が平成22年3月30日に締結し、かつ当社が重疊的債務引受している株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとしたタームアウト型リボルビング・ファシリティ契約の変更契約(当第1四半期連結会計期間末の1年内返済予定の長期借入金のうち1,091百万円)の返済期限がいずれも平成22年9月14日までに留まることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しています。

当社グループを取り巻く事業環境は依然として厳しく、不動産市場全体の流動性は依然として著しく低下しており、主に販売用不動産等の低価法適用によるたな卸資産評価損を5,073百万円計上したことにより、当第1四半期連結会計期間における営業損失は751百万円、経常損失は5,369百万円、当四半期純損失はファンドの投資家に帰属する損益が少数株主損益で調整されるため956百万円となりました。

このような状況下、当社グループは、収益面では、得意分野である不動産私募ファンドの運用に経営資源を集中し事業規模に見合った組織及び人員体制の構築を行なうとともに、新たなスポンサーの獲得及びその後の新規ファンドへの投資活動による抜本的な事業スキームを再構築することで、債務超過の解消や財務体質の改善を図って行きたいと考えており、まずはフィナンシャル・アドバイザーを選任しスポンサー獲得の活動を進めております。

しかし、これらの対応策については、関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

1 連結の範囲の変更

株式会社ダヴィンチ・トラストは株式会社ダヴィンチ・サポートを存続会社とする吸収合併により解散したため、合同会社コア及び合同会社ベニーレインは清算終了したため、またノンリコースローンの期限の利益を喪失した連結子会社であるコナ特定目的会社は、その重要な意思決定が当該子会社から貸付人に実質的に移転し、当グループの支配力が及ばないこととなりましたので、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除いております。

以上により、変更後の連結子会社の数は116社であります。

なお、全投資ビークルを連結子会社とせず、出資割合に応じて持分法を適用した場合の要約連結貸借対照表、要約連結損益計算書は以下のようになります。

(要約連結貸借対照表)

区分	金額 (百万円)
I 流動資産	5,889
II 固定資産	13,173
1 有形固定資産	83
2 無形固定資産	51
3 投資その他の資産	13,038
資産合計	19,063
I 流動負債	29,816
II 固定負債	1,784
負債合計	31,601
純資産合計	△12,537
負債純資産合計	19,063

(要約連結損益計算書)

区分	金額 (百万円)
I 売上高	466
II 売上原価	159
売上総利益	306
III 販売費及び一般管理費	271
営業利益	35
IV 営業外収益	21
V 営業外費用	165
経常損失	108
VI 特別損失	848
税金等調整前四半期純損失	956
法人税、住民税及び事業税	0
少数株主損失	0
四半期純損失	956

2 持分法適用の範囲の変更

(1) 持分法適用関連会社

当第1四半期連結会計期間より、(株)ルネッサンスは重要な影響力を行使できなくなったため持分法適用の関連会社より除外しております。

以上により、変更後の持分法適用関連会社の数は7社であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
1 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 147百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 142百万円
※2 担保資産 担保に供している資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。 現金及び預金 660百万円 信託預金 23,767百万円 販売用不動産 101,501百万円 信託販売用不動産 415,324百万円 投資有価証券 24,405百万円 なお、上記以外に連結上相殺消去されてる関係会社株式703百万円、関係会社有価証券27,659百万円及び関係会社貸付金1,175百万円を担保提供しております。 また、上記以外に当社代表取締役社長金子修より当社株式416,825株の担保提供を受けております。	※2 担保資産 現金及び預金 300百万円 信託預金 25,399百万円 販売用不動産 113,760百万円 信託販売用不動産 429,556百万円 投資有価証券 29,772百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 168百万円	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 53百万円
	※2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性低下による簿価切下げ額 売上原価 5,073百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 24,652百万円	現金及び預金 18,675百万円
現金及び現金同等物 24,652百万円	現金及び現金同等物 18,675百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,566,174

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	20,433

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	5,461,767	97
合計		5,461,767	97

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたと仮定した場合の新株予約権の数に100万円を乗じ、これを当第1四半期連結会計期間末の新株予約権の行使価額である4,028円で除して得られる最大整数に相当する株式数を記載しております。なお、行使価額は、毎月第3金曜日(以下、「行使価額修正日」という。)に、各行使価額修正日に先立つ3連続取引日の売買高加重平均価格の単純算術平均値の94%に修正されます。但し、修正される行使価額は、4,028円を下回らないものとされます。

2 上記の新株予約権は、すべて行使可能なものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末においては、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(金銭の信託)

当第1四半期連結会計期間末において、当社グループが保有する金銭の信託は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末においては、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	不動産投資 顧問事業 (百万円)	不動産投資 事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	437	22,706	936	24,080	—	24,080
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,304	—	—	1,304	(1,304)	—
計	1,741	22,706	936	25,384	(1,304)	24,080
営業利益	829	307	563	1,700	(26)	1,674

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

	不動産投資 顧問事業 (百万円)	不動産投資 事業 (百万円)	有価証券 投資事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	47	15,279	951	—	16,277	—	16,277
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,410	—	—	—	1,410	(1,410)	—
計	1,457	15,279	951	—	17,687	(1,410)	16,277
営業利益又は営業損失(△)	1,125	△2,712	923	△4	△668	(83)	△751

(注) 1 事業区分の方法

事業は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
不動産投資顧問事業	不動産投資ファンドの組成・管理・運用
不動産投資事業	不動産投資ファンド等における不動産等投資
有価証券投資事業	有価証券投資ファンドの組成・管理・運用 有価証券投資ファンドにおける有価証券投資
その他の事業	その他

3 事業区分の方法の変更

事業区分の方法については、従来、市場の類似性を考慮して「不動産投資顧問事業」「不動産投資事業」「その他の事業」の3区分としていましたが、前第2四半期連結会計期間より、従来その他の事業に含めて表示していた有価証券投資事業の全セグメントに占める割合が高くなったため、有価証券投資事業をその他の事業から分離することとしました。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報を、変更後の事業区分の方法により区分すると次のようになります。

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	不動産投資 顧問事業 (百万円)	不動産投資 事業 (百万円)	有価証券 投資事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	437	22,706	704	232	24,080	—	24,080
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,304	—	—	—	1,304	(1,304)	—
計	1,741	22,706	704	232	25,384	(1,304)	24,080
営業利益又は営業損失(△)	829	307	648	△84	1,700	(26)	1,674

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
△8,188円00銭	△7,129円00銭

2 1株当たり四半期純損失

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失 847円64銭	1株当たり四半期純損失 619円07銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	1,310	956
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	1,310	956
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	1,545,741	1,545,741
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当社株式は平成22年4月30日、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」において、大阪証券取引所より平成22年4月30日から平成22年5月31日までの期間、整理銘柄に指定され、平成22年6月1日に上場廃止となる予定です。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5月14日

株式会社ダヴィンチ・ホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダヴィンチ・ホールディングスの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダヴィンチ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において重要な当期純損失を計上しており、引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月13日

株式会社ダヴィンチ・ホールディングス

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野村 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダヴィンチ・ホールディングスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダヴィンチ・ホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2期連続して当期純損失を計上し、前連結会計年度末に株主資本がマイナスの状況となり、当第1四半期連結会計期間末においても当該状況が継続している。また、会社及び連結子会社1社における株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとしたリボルビング・ファシリティ契約及びBNPパリバプリンシパルインベストメンツジャパン株式会社とのコミットメントライン契約に係る返済期限の延長は平成22年9月14日までに留まることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月14日
【会社名】	株式会社ダヴィンチ・ホールディングス
【英訳名】	K.K. daVinci Holdings
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 修
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー 樋笠 裕介
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長金子修及び当社最高財務責任者樋笠裕介は、当社の第13期第1四半期(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。